

## 掲示文書一覧(市長分)

令和8年2月4日

種別	番号	題　名	主　管　課
告示	28	土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	資産税課
告示	29	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について	生活援護室
告示	30	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について	生活援護室
告示	31	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関について	生活援護室
告示	32	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関について	生活援護室

【 閲覧用 】  
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 28 号  
令和 8 年 2 月 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

## 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により令和 8 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するので、同条第 3 項の規定により下記のとおり告示する。

### 記

#### 1 縦覧の場所

- (1) 姫路市安田四丁目 1 番地  
姫路市財政局税務部資産税課
- (2) 姫路市家島町真浦 2137 番地 1  
家島事務所
- (3) 姫路市夢前町前之庄 2160 番地  
夢前事務所
- (4) 姫路市香寺町中屋 14 番地  
香寺事務所
- (5) 姫路市安富町安志 1151 番地  
安富事務所

#### 2 縦覧の期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで。ただし、姫路市の休日を定める条例（平成 2 年姫路市条例第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する市の休日を除く。

姫路市告示第 29 号

令和 8 年 2 月 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第 49 条の規定により、下記の医療機関を医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関に指定したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

記

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	有 効 期 間
令和 8 年（2026 年）1 月 1 日	訪問看護ステーション G l u c k	姫路市北原 287 番地 1 ファミール 21401 号室	令和 8 年 1 月 1 日から 令和 13 年 12 月 31 日まで
令和 8 年（2026 年）1 月 1 日	中尾調剤薬局 平松店	姫路市大津区平松 133 番地 5	令和 8 年 1 月 1 日から 令和 13 年 12 月 31 日まで

姫路市告示第 30 号

令和 8 年 2 月 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第 50 条の 2 の規定により、下記の指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

記

廃止年月日	名称	所在地
令和 7 年（2025 年）12 月 31 日	中尾調剤薬局	姫路市大津区西土井 174 番地 4

姫路市告示第 31 号

令和 8 年 2 月 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第 54 条の 2 第 5 項又は第 6 項において準用する生活保護法第 50 条の 2 の規定により、下記のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

記

変更年月日	事業の業者名稱	主たる事務所の所在地	事業の業者名稱	事業の業者所在地
令和 7 年 (2025 年) 1 月 15 日	株式会社名学館ホールディングス	愛知県名古屋市昭和区隼人町 6 番地 10 Me i g a k u k a n H i l l s 1 F	訪問看護ステーションヒューマン・ケア姫路	(変更前) 姫路市網干区浜田 22 番地 8
				(変更後) 姫路市網干区浜田 115 番地 4
令和 7 年 (2025 年) 10 月 25 日	特定非営利活動法人みんなのいえ	姫路市網干区高田 78 番地 8	ヘルパーステーション言の葉	(変更前) 姫路市勝原区山戸 223 番地 11
				(変更後) 姫路市勝原区山戸 221 番地 2

令和7年 (2025年) 12月1日	株式会社 やわらぎ	姫路市的形町的 形1369番地 3	訪問看護ステ ーションあん じょう	(変更前) 姫路市四郷町山 脇628番地1
				(変更後) 姫路市別所町佐 土614番地

姫路市告示第 32 号

令和 8 年 2 月 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第 54 条の 2 第 5 項又は第 6 項において準用する生活保護法第 50 条の 2 の規定により、下記の指定介護機関から事業所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

記

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地
令和 7 年 (2025 年) 1 月 31 日	株式会社中尾 薬局	姫路市広畠区小坂 274 番地 5	中尾調剤薬局	姫路市大津区西土井 174 番地 4